

開志専門職大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における高度で実践的な専門性を身に付けると同時に、変化に対応する能力や生涯にわたり学び続ける力を備え、創造力と実践力をもって、新たな価値の創造を先導する人材を育成することにより、地域、日本、世界の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は開志専門職大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は新潟県新潟市中央区紫竹山6丁目3番5号(紫竹山キャンパス)を本部とし、その他に下記の校舎を置く。

新潟県新潟市中央区米山3丁目1番53号(米山キャンパス)

(自己点検・評価)

第4条 本学は、その教育研究活動の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果については本学の職員以外の者による検証を行う。

3 前2項の点検及び評価並びに検証に関する事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第5条 本学は教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知できる方法により、積極的に外部に対して情報を提供する。

第2節 組織

(学部)

第6条 本学に次の学部を置く。

事業創造学部、情報学部

2 前項の各学部には置く学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
事業創造学部	事業創造学科	80人	320人
情報学部	情報学科	80人	320人

3 学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

第3節 職員組織

(職員)

第7条 本学に次の教職員を置く。

学長、副学長、学部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員

2 本学に学長補佐、名誉教授、客員教授、特別講師、非常勤講師、その他必要な職員を置くことができる。

- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。また校務についての最終決定権を有する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 図書館長は、図書館業務を統括する。
- 7 学長補佐は、学長より命を受けて学長の校務を補佐する。
- 8 職員組織に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

第4節 総務会及び学部教授会

(総務会)

第9条 本学に、総務会を置く。

- 2 総務会は、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、学部長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 総務会は、次に掲げる全学的な重要事項について審議する。
 - (1) 教育研究環境の整備に関すること
 - (2) 学則その他重要な規程の制定・改廃に関すること
 - (3) 教育職員人事に関すること
 - (4) 学生の定員に関すること
 - (5) 学生の生活、身分に関する重要な事項について
 - (6) 理事会が諮問する事項について
 - (7) 学長が諮問する事項について
 - (8) 教育研究に関する全学的な重要事項について
 - (9) 各学部・学科間の調整事項について
 - (10) その他専門職大学運営に関する重要な事項について
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部教授会とし、学部の専任の教授をもって構成する。ただし、必要があるときは、その他の教職員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる重要事項について決定を行うに当たり、審議した結果を学長に意見として述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業に関すること
 - (2) 学位の授与に関すること
 - (3) 教育・研究の基本方針に関すること
 - (4) 教育課程及び履修方式に関すること
 - (5) 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること
- 4 教授会は、前項各号に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。
- 5 教授会は、前項で審議した事項について、学長等の求めがあった場合、その結果を学長等に意見として述べるることができる。
- 6 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 1 2 条 学年を次の 4 学期に分ける。

- 第 1 学期 4 月 1 日から 6 月上旬
- 第 2 学期 6 月上旬から 9 月下旬
- 第 3 学期 9 月下旬から 1 1 月下旬
- 第 4 学期 1 1 月下旬から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 1 3 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 本学の創立記念日
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 春季休業
- 2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を変更すること及び臨時の休業日を定めることができる。
- 3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 1 4 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(最長在学年限)

第 1 5 条 学生は 8 年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学、及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。しかし、休学期間はこれに含めない。

- 2 前項の規定に関わらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第 2 節 入 学

(入学の時期)

第 1 6 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が教育上支障ないと認めるときは学年の途中においても学期の始めとすることができる。

- 2 転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 1 7 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以

後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第19条 入学者の選考は、学力試験及びその他の方法によりこれを行う。

（入学手続き及び入学許可）

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書及びその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学・転入学・再入学）

第21条 前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長は相当年次への入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
 - (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (5) その他前各号と同等以上の学力があると認められた者
- 2 他の大学に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長は相当年次への入学を許可することができる。
- 3 本学を卒業した者又は退学した者で、本学への再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長は相当年次への入学を許可することができる。ただし、第47条に定める懲戒処分により退学した者には再入学を許可しない。
- 4 前各項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 5 その他必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第22条 本学の授業科目の区分は、基礎科目群、職業専門科目群、展開科目群、総合科目群とする。

（教育課程の編成方針）

第23条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するように適切に配慮するものとする。
- 3 専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即し

た教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

- 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第24条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程編成協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長が指名する教員その他の職員

(2) 課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他地域の関係者

(4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において協力する事業者

(5) 教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認める者

- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

- 4 その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行う。

- 2 前項の研修及び研究は学長が主管し、適切な組織をもって行う。

- 3 研修及び研究に関する詳細は、別に定める。

(単位計算方法)

第27条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。

(3) 教育上必要があるときは、講義及び演習については30時間の授業、実験・実習及び実技については45時間の実習をもって1単位とすることができる。

(4) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(5) 卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることが

できる。

(単位の授与)

- 第28条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。
2 試験に関する規程は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

- 第29条** 卒業の要件として履修する科目について、学生が各学期に登録することができる単位数の上限は学科ごとに定め、教授会の議を経て学長が決定する。
2 前項の上限を定める際は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修することができるよう配慮するものとする。
3 学生は履修しようとする授業科目を選定して、所定の期日までに届出なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

- 第30条** 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て学長は60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。
3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第31条** 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第32条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により習得した単位を含む)を、教授会の議を経て学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て学長は単位を与えることができる。
3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で、教授会の議を経て学長は単位を与えることができる。
4 前各項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

- 第33条** 本学学生にして、第30条及び第31条に定める本学以外の教育施設での授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第34条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

(成績)

第35条 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、C以上を合格とする。

(その他)

第36条 この節に定めるもののほか、授業科目の種類・単位数及び履修方法等の詳細については、別表2のとおりとする。

第4節 休学・転学・転部・留学・退学及び除籍

(休学)

第37条 疾病その他やむを得ない理由により2ヵ月以上修学することができない者は、休学願にその理由を記し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 その他必要な事項は、別に定める。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願にその理由を記し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て復学することができる。ただし、病気による休学者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第39条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、願い出た上で、学長の許可を受けなければならない。

- 2 その他必要な事項は、別に定める。

(転部・転科)

第40条 本学に学籍を有する者で、本学の他学部に転部・転科を志望する者があるときは、欠員のあつる場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が許可することができる。

- 2 その他必要な事項は、別に定める。

(留学)

第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、願い出た上で、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第30条に定める他大学における授業科目の履修等の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

(退学)

第42条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、退学願にその理由を記し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 その他必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第15条第1項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第38条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 その他必要な事項は、別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒 業)

第44条 本学に在学すべき年数以上在学し以下に定める所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

事業創造学部 事業創造学科

卒業要件に定める単位数は以下の単位を含み 124 単位以上とする。

基礎科目は必修科目 16 単位を含み 20 単位以上

職業専門科目は必修科目 72 単位、地域産業研究科目群 4 単位を含み 80 単位以上

展開科目は必修科目 20 単位

総合科目は必修科目 4 単位

但し、上記 124 単位のうち、実習科目を 40 単位以上(臨地実務実習 22 単位を含む)の単位を修得すること。

情報学部 情報学科

卒業要件に定める単位数は以下の単位を含み 130 単位以上とする。

基礎科目は必修科目 14 単位を含み 20 単位以上

職業専門科目は必修科目 76 単位を含み 84 単位以上

展開科目は必修科目 22 単位

総合科目は必修科目 4 単位

但し、上記 130 単位のうち、実習科目を 40 単位以上(臨地実務実習 20 単位を含む)の単位を修得すること。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第45条 卒業した者は、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

事業創造学部 事業創造学科 事業創造学士(専門職)

情報学部 情報学科 情報学士(専門職)

2 その他必要な事項は、別に定める。

第6節 賞 罰

(表 彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

2 その他必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 4 その他必要な事項は、別に定める。

第7節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第48条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第50条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会の議を経て学長が聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第22条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(規定)

第52条 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8節 学費

(入学検定料、入学金、授業料等(授業料、施設・設備費、実習費))

第53条 入学検定料、入学金、授業料等の額は、別表3のとおりとする。

(入学検定料、入学金、授業料等の納付)

第54条 入学を志願する者は、志願と同時に入学検定料を納付しなければならない。

2 入学を許可された者は、入学金を指定の期日までに納付しなければならない。授業料等は、年額の2分の1ずつとし、次の納期までに納付しなければならない。

区分	対応期間	納期
第1回納入	第1・第2学期分	4月末日まで
第2回納入	第3・第4学期分	10月末日まで

3 前二項は、編入学、転入学、再入学の場合にも準用する。

(復学等の場合の授業料等)

第55条 学年の途中において、復学又は入学(編入学、転入学、再入学含む)した者は、復学又は入学した月から当該納入回の対応期間の末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第56条 学年の途中で卒業する見込みの者は卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第57条 学年の途中で退学し又は除籍された者は、退学又は除籍された月までの授業料は徴収する。
2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第58条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等の3分の2を免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第59条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。
2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生及び科目履修生等の授業料等)

第60条 研究生、科目等履修生及び聴講生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第61条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。

第9節 奨学制度

(奨学制度)

第62条 奨学のため、諸種制度を設けることができる。
2 制度に関する詳細は、総務会の議を経て理事会が定める。

第10節 公開講座

(公開講座)

第63条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第11節 施設利用

(施設利用)

第64条 本学の施設は、本学の学生及び教職員が使用できる。ただし、一般市民に開放することもできる。
2 施設の使用、利用及び管理に関する規程は、別に定める。

第3章 改正及び細則

(改正)

第65条 本学則の改正は、総務会の議を経て学長が決定する。ただし、理事会に留保されている事項の改正は、総務会の議を経て理事会が決定する。

(学部細則その他)

第66条 各学部規程ほか、本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。